

〈 受 注 者 の 皆 様 へ 〉

内灘町役場 総務部 総務課

＜下請契約について＞

- ◆ 落札した工事を一括して第三者に請け負わせることはできません。
- ◆ 工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入にあたっては、町内に本店を有する企業を優先して選定ください。
- ◆ 大規模工事を請け負う場合で、下請け契約の合計額5,000万円以上〈建築一式工事の場合は8,000万円以上〉となる場合は、**特定建設業**の許可が必要です。この場合、工事現場に**専任**で置かなければならない監理技術者は**監理技術者資格者証**の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者でなければなりません。
- ◆ 下請代金や支払い条件の決定にあたっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにしてください。

＜下請負人通知書の提出について＞

- ◆ 工事の一部を下請発注する場合は、下請負人通知書の提出が必要となります。

＜下請負人選定理由書の提出について＞

- ◆ 町外企業へ下請発注する場合、その選定理由書の提出を義務付けております。ただし、町内企業へ下請発注する場合や、2次下請以降を町外企業へ下請発注する場合は、理由書の提出は不要です。

※ 下請負人通知書及び下請負人選定理由書の様式については、町ホームページからダウンロードできます。